（偏在対策拠点事務所開設援助金の給付に伴う報告義務）
第七十一条　偏在対策拠点事務所開設援助金の給付を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、本会の求めがあったときは、偏在対策拠点事務所に対する金員の給付の実行、偏在対策拠点事務所の開設又は運営の状況その他本会が求める事項について、本会に対し、速やかに報告しなければならない。

第六章　弁護士過疎・偏在対策に関する活動

（弁護士過疎・偏在対策のための調査研究活動等）
第七十二条　本会は、弁護士過疎・偏在対策のための調査研究活動、研修活動、広報活動等を行うことができる。
2　本会は、前項の規定による活動として、次に掲げる活動を行うことができる。
一　法律相談センター及び公設事務所の設置及び活動の状況に関する情報交換その他の調査研究、研修等を目的とする弁護士会連合会との協議会の開催及び運営
二　公設事務所の設置及び活動の状況に関する情報交換、公設事務所弁護士相互間の公設事務所弁護士の業務に関する情報交換その他の調査研究、研修等を目的とする公設事務所弁護士との協議会の開催及び運営
三　公設事務所弁護士に対する研修
四　偏在対応弁護士に対する研修
五　前二号に掲げる研修に参加するために要する交通費及び宿泊費の補助
六　公設事務所弁護士となることを検討している者に対する公設事務所の見学に要する交通費及び宿泊費の補助
七　その他弁護士過疎・偏在対策に資する活動
3　本会は、前項各号に掲げる活動に必要な費用を、その給付を求める者の書面による申請により、基金から支出することができる。

第七章　会計

（会計年度）
第七十三条　規程第三条第二項の特別会計の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（基金の収入）
第七十四条　基金の収入は、次に掲げるとおりとする。
一　弁護士過疎・偏在対策のための特別会費
二　弁護士、弁護士法人又は弁護士会である会員からの寄付金
三　弁護士、弁護士法人及び弁護士会である会員以外の者からの寄付金
四　一般会計からの繰入金
五　貸付金の返済に係る収入
六　給付金等の返還に係る収入
七　公設事務所の施設の賃借に係る敷金、保証金等の返還に係る収入
八　他の特別会計からの繰入金
九　利息その他の果実
十　その他の雑収入
2　前項第三号の寄付金を受け入れる場合は、会長の承認を得なければならない。

（基金の支出）
第七十五条　基金の支出は、次に掲げるとおりとする。
一　第二章に規定する法律相談センター援助事業に係る援助金
二　第三章に規定する公設事務所援助事業に係る援助金及び貸付金、公設事務所施設の賃借に要する費用並びに公設事務所支援委員会の活動に係る費用
三　第四章に規定する偏在対応弁護士等経済的支援事業に係る補助金
四　第五章に規定する新人弁護士等準備・養成等援助事業に係る補助金及び援助金並びに日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士の養成及び援助に関する規則の規定による養成に対する支出
五　前章に規定する弁護士過疎・偏在対策のための活動に関する支出
六　その他前各号に関連する費用

（基金の管理及び保管）
第七十六条　基金は、会長が管理し、金融機関への寄託その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第八章　雑則

（会長への委任）
第七十七条　この規則を実施するための手続その他必要な事項は、会長が細則で定める。

附　則

（施行期日）
第一条　この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（設置要綱及び規則の廃止）
第二条　次に掲げる設置要綱及び規則は、廃止する。
一　日弁連創立五十周年記念「日弁連ひまわり基金」設置要綱（平成十一年九月十日施行）
二　「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）
三　弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）

（経過措置の原則）
第三条　この規則の規定は、この附則に別段の定めがある場合を除き、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる要綱及び規則の規定により生じた効力を妨げない。

（法律相談センター援助事業に関する経過措置）
第四条　第二章の規定は、施行日の属する年度に係る法律相談センター援助から適用するものとし、その前の年度に係る法律相談センター援助については、なお従前の例による。ただし、施行日の属する年度の前の年度に係る法律相談センター援助の援助金の給付であって、施行日以後に基金から支出されるものについては、同章に規定する法律相談センター援助事業に係る援助金とみなす。
2　前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に附則第二条第二号の規定による廃止前の「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（以下「旧ひまわり基金規則」という。）附則第三項及び第四項の規定の適用がある地域については、当該各項の規定は、なお効力を有する。この場合においては、当該各項の規定の適用のある間、第四条第二項の規定を適用する。
3　本会は、施行日の属する年度の前年度になされた旧ひまわり基金規則第四条第二項第三号又は第四条の二第二項第二号の規定による運営費援助の援助金の支出につき、旧ひまわり基金規則第四条第三項（旧ひまわり基金規則第四条の二第三項において準用する場合を含む。）第一号の規定により減額することができる場合は、当該減額に相当する金額について、施行日の属する年度の第五条第三号又は第六条第二号の規定による運営費に対する援助金を減額することにより返還を受けることができる。
4　本会は、次の各号に掲げる場合において、施行日の属する年度に係る法律相談センター援助の申請があったときは、当該申請に係る援助金の給付において、当該各号に定める差額分を減額することにより、その返還を受けることができる。
一　施行日の属する年度の前の年度になされた旧ひまわり基金規則第四条第二項第七号の規定による継続的広報費援助の援助金の支出につき、行った広報に要した費用の額が給付をした継続的広報費援助の援助金の額を下回った場合　当該費用の額と当該援助金の額の差額
二　施行日の属する年度の前の年度において、法律相談センターの開設の前にあらかじめなされた旧ひまわり基金規則第四条第二項第一号若しくは第四条の二第二項第一号の規定による開設費援助又は通信設備の設置の前にあらかじめなされた旧ひまわり基金規則第四条第二項第二号の規定による通信設備設置費援助の援助金の支出の額が、後に決定された開設費援助又は通信設備設置費援助の援助金の額を上回った場合　当該支出の額と当該決定額の差額